（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例等に関する経過措置）

第十六条　新規則第二十二条の七十六第三十二項及び第三十三項の規定は、新法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第六項に規定する個別部分適用対象金額及び当該個別部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額について適用し、旧法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第六項に規定する個別部分適用対象金額及び当該個別部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2　新規則第二十二条の七十六第四十一項の規定は、新法第六十八条の九十第十一項に規定する連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る同項に規定する書類（当該連結法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧法第六十八条の九十第十一項に規定する連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

3　新規則第二十二条の七十六の二第十三項の規定は、新法第六十八条の九十三の二第十一項に規定する連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る同項に規定する書類（当該連結法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧法第六十八条の九十三の二第十一項に規定する連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

（相続税又は贈与税の特例に関する経過措置）

第十七条　施行日から平成三十一年六月三十日までの間における新規則第二十三条の五の三の規定の適用については、同条第七項中「第七十条の二の二第十二項第一号若しくは第三号」とあるのは「第七十条の二の二第十二項第一号」と、同条第十八項第三号中「第七十条の二の二第十二項第四号」とあるのは「第七十条の二の二第十二項第二号」とする。

2　施行日から平成三十一年九月三十日までの間における新規則第二十三条の八の八の規定の適用については、同条第二項第三号中「第四百四十二条第四号」とあるのは「第四百四十二条第一号」と、「同条第五号」とあるのは「同条第二号」と、「同条第六号」とあるのは「同条第三号」とする。

3　新規則第二十三条の九第三十一項（第五号に係る部分に限り、新規則第二十三条の十二の二第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出する新法第七十条の七第十五項（新法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の届出書について適用する。

（書式に関する経過措置）

第十八条　新規則別表第三㈣に定める書式は、施行日以後に提出する新規則第三条の七に規定する申告書について適用し、施行日前に提出した旧規則第三条の七に規定する申告書については、なお従前の例による。

2　新規則別表第十一㈢に定める書式は、平成三十一年七月一日以後に開始する相続に係る新令第四十条の四の三第二十五項の遺留分侵害額の請求があった場合に提出する同条第二十六項に規定する教育資金非課税取消申告書について適用し、同日前に開始した相続に係る旧令第四十条の四の三第二十項の遺留分による減殺の請求があった場合に提出する同条第二十一項に規定する教育資金非課税取消申告書については、なお従前の例による。

3　新規則別表第十一㈣に定める書式は、平成三十一年七月一日以後に開始する相続に係る新令第四十条の四の三第二十八項の遺留分侵害額の請求があった場合に提出する同条第二十九項に規定する教育資金非課税廃止申告書について適用し、同日前に開始した相続に係る旧令第四十条の四の三第二十三項の遺留分による減殺の請求があった場合に提出する同条第二十四項に規定する教育資金非課税廃止申告書については、なお従前の例による。

4　新規則別表第十二㈢に定める書式は、平成三十一年七月一日以後に開始する相続に係る新令第四十条の四の四第二十六項の遺留分侵害額の請求があった場合に提出する同条第二十七項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書について適用し、同日前に開始した相続に係る旧令第四十条の四の四第二十六項の遺留分による減殺の請求があった場合に提出する同条第二十七項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書については、なお従前の例による。

5　新規則別表第十二㈣に定める書式は、平成三十一年七月一日以後に開始する相続に係る新令第四十条の四の四第二十九項の遺留分侵害額の請求があった場合に提出する同条第三十項に規定する結婚・子育て資金非課税廃止申告書について適用し、同日前に開始した相続に係る旧令第四十条の四の四第二十九項の遺留分による減殺の請求があった場合に提出する同条第三十項に規定する結婚・子育て資金非課税廃止申告書については、なお従前の例による。

6　新規則別表第三㈣及び別表第十一㈠から別表第十一㈥までに定める書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める申告書又は調書に、新規則別表第三㈣及び別表第十一㈠から別表第十一㈥までに準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（復興特別所得税に関する省令の一部改正）

第十九条　復興特別所得税に関する省令の一部を次のように改正する。

第七条中「、租税特別措置法」を「又は租税特別措置法」に、「若しくは第三十七条の十一の三第七項又は租税特別措置法施行令第二十五条の十三の八第二十六項」を「、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四の二第二十八項」に改める。

第八条第一項の表租税特別措置法施行規則の項中

第五条の二第七項第五号、第五条の四の二第二項第一号及び第十八条の十三の五第二項第十号ト	施行令

を

第五条の二第七項	同条第三項	特別規定ある法令
	所得税の額から同項各号	所得の額第一適用第三項
	施行令	復興第一適用
第五条の二第八項、第五条の四の二第四項第一号及び第十八条の十三の五第二項第十号ト	施行令	復興第一適用

に改める。

措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第九条の三の二第三項又は措置法第二十八条第三項	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される施行令	
税の額又は復興特別所得税から特別措置法第三十三条項の規定により読み替えてされる法第九条の三の二第各号	施行令	特別所得税施行令第十三条項の規定により読み替えてされる施行令